

# ひょうごかぞくねっと

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第56号

— 忘れられない1年 —

ひょうごかぞくねっと会長 山口 英治



寒い日々も終わり春の日差しが顔を出していますが、いかがお過ごしでしょうか？

2023年度は私にとっては忘れられない一年となりました。丁度1年前の2023年3月26日、出かける用意をしている時に意識を失い、家族が救急車を呼び病院へ、病名はくも膜下出血。その日は大量出血のため、血を抜く処置を行い、翌日の手術に向けて結成された医師団で入念な打ち合わせを行い手術に取り組んでいただきました。

長時間の手術は成功しました。しかしまだ命の危険性があり、また、記憶が戻らない状態でした。8月下旬にやっと自身が入院していることに気がりましたが、倒れてから今までの記憶が一切なく、それ以外にも子どもが3人いるのに、5人いると思っていたり、平成元年、平成10年に亡くなった両親もいつ見舞いに来るのかと記憶の整理ができない状態でした。10月までに退院すると決意し、リハビリに取り組みました。

病院の皆さんのお力で9月下旬に退院することができました。倒れてから6カ月の時間が過ぎていました。以前のように歩くことができず、歩行器、杖を使いながらの移動、移動時間も以前の倍が掛かるようになりました。障害者手帳ももらいましたが、問題は山積みです。仕事ができない、年金を受給する年齢でない等、生活の基盤をどのようにしていくのか。

障害者の兄を守っていくために心掛けていくことは、

一、健康であること 二、経済的基盤を確立すること 三、家族全員で障害のある家族を支えていくこと  
この3点以外にも家族によって様々な問題点があります。

また、いついかなる時に自身に問題が降りかかってきても大丈夫なように家族で話し合いを持っていくこと、また社会で孤立することのないように話し合っていくことが大切です。

今後は、さらにひょうごかぞくねっと内の連携を強固にしていきます。よろしくお願いいたします。

## 【2023年度活動報告】

月	日	行事	内容	場所
4	25	第1回正副会長会	2023年度の活動方針	事務所
4	26	会計監査	2022年度会計監査	事務所
5	9	第2回正副会長会	2022年度事業・会計報告 2023年度事業計画・予算案	事務所
5	26	第1回理事会	2022年度事業・会計報告 2023年度事業計画・予算案	福祉センター・オンライン
6	28	評議員会	ひょうごかぞくねっと総会	アステック KOBE・オンライン
※6	30	全施連社員総会	総会・年間計画	書面開催
8	31	第3回正副会長会	今年度の活動について	事務所
9	27	第2回理事会	今年度の活動について	福祉センター・オンライン
10	10	たより55号発行	表紙：高野國昭氏、2023年度活動計画	
12	5	第4回正副会長会	かぞくねっと交流会の進め方、実践	事務所
12	13	かぞくねっと交流会	グループ討議、発表	福祉センター
1	16	第5回正副会長会	今年度の活動、中央研修会について	事務所
2	1	第3回理事会	今年度の活動、中央研修会について	福祉センター・オンライン
3	5	中央研修会	演題)「親なき前対策」-親族後見から行政書士になった立場からの提言- 講師)行政書士小森事務所 特定行政書士 小森 智文 氏	福祉センター・オンライン
3	28	たより56号発行	表紙：山口会長、中央研修会、各地区活動報告	

※全施連活動

発行人／

兵庫県知的障害者施設家族会連合会  
(ひょうごかぞくねっと)

〒650-0016

神戸市中央区橘通 3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

2024年3月28日発行第56号

電話 078(371)3930

FAX078(371)3931

編集人／広報委員会

表紙題字／沼野 聡美氏

Email:

hyogokazokunet@gmail.com

ホームページ

https://h-kazoku.ivory.ne.jp/

# 2023 年度中央研修会

日時:2024年3月5日(火)10:30~12:00

神戸市立総合福祉センター・オンライン開催

演題:「親なき前対策」-親族後見から行政書士になった立場からの提言-

講師:行政書士小森事務所 特定行政書士 小森 智文 氏

プロフィール:行政書士登録 5 年目、成年後見人として 17 年目(知的障害をお持ちのお兄様二人を含む成年後見 5 件、保佐 1 件、補助 1 件を担当)。兵庫県行政書士会 阪神支部理事、公益財団法人コスモサポートセンター所属、阪神福祉事業団ななくさ清光園家族会 役員兼顧問、児童発達支援・放課後等デイサービス・就労継続支援 B 型・生活共同援助 おりーぶ 顧問



参加者:会場 50 名、オンライン 25 名

(ご講演は、ご自身の経験や実際の資料などを紹介しながら成年後見について詳しくお話いただきました。今回は、紙面が限られているため、「親なきあと」「親なき前」対策の箇所を抜粋してお伝えいたします。)

## 「親なきあと」の対策

- ① **遺言書の作成**:遺言書がない場合、相続人全員で遺産分割協議書を作成しなければなりません。相続人の中に判断能力がない方がいる場合は成年後見を立てる必要がありますし、相続人全員の印鑑証明書も必要となるため、遺言書があった方がスムーズに手続きが行えます。使っていない口座は解約し、通帳の破棄をお勧めします。
- ② **民事(家族)信託の活用**:遺言書の場合は私が亡くなったら誰々に相続させると1回しかできませんが、民事信託の場合、設定次第ではまずは誰々に相続させて、その次は誰々に相続させるということが可能になります。これは非常に理解するのに時間が掛かりますし、専門家の報酬等も掛かります。
- ③ **生命保険の活用**:生命保険の場合は、相続財産には含まれません。基礎控除として 500 万円×法定相続の人数分が非課税枠となります。受取人が単独で手続きを行えるメリットがあります。
- ④ **成年後見人の申立、及び支援チームを結成**:成年後見人は医療同意権がないため、ご家族や施設の職員の方、地域相談員の方、主治医の方などの協力が必要です。その支援チームへ、ご家族として最終的には医療方針はどうするのかを伝えておけば、それに沿って支援をしていくという形になると思います。
- ⑤ **死後事務委任契約の検討**:後見人等は生きている間の代理人であるため、葬儀や埋葬まで行って貰いたい場合は、死後事務委任契約を別途契約する必要があります。

## 「親なき前」の対策

頼れる親族がいるのかどうか。ご夫婦健在だから安心ではなく、ご夫婦だけの家庭はお一人様予備軍といわれていますので、最終的にどう対応していくのかを考えておく必要性があります。

- ① **財布の中に緊急連絡先カードを**:かかりつけ医や持病、誰に連絡をするかなども書いておけば安心です。
- ② **定期預金の解約**:定期預金は低金利のうえ解約時は本人の意思確認が必要となるため、普通預金で管理。
- ③ **口座の集約、口座の一覧表の作成(保管方法には要注意)**:今は通帳を持っているだけで年間手数料が発生します。またインターネットバンキングや仮想通貨など本人しか分からない場合も多いため、一覧表の作成。
- ④ **任意後見契約・生前事務委任契約の検討**:「生前事務委任」とは見守り契約と呼ばれ、判断能力はあっても体が動かない、入院していて動けない時に生前事務という形で見守ります。**検討する時には国家資格があるからではなく、何度も会ってこの人は本当に信頼できる人なのかを見て判断してください。**
- ⑤ **定期購入・購読の見直し、家の片付け**:私も実家を片付けするのに大型ゴミを3回出しました。ご本人にとっては重要なものでも、他の親族にとっては粗大ゴミとして扱われることもあります。
- ⑥ **スマホ、パソコン等の暗証番号の書き出し(保管方法には要注意)**:iPhone の場合、暗証番号を 10 回間違えると初期化されてしまい、写真データや仮想通貨等そこには存在しないものは復旧できません。
- ⑦ **延命措置、尊厳死等の検討**:延命措置が不要な場合は、尊厳死の公正証書の作成をしておくと思いが明確です。
- ⑧ **葬儀、埋葬方法の確認→死後事務委任契約**:宗派、菩提寺、葬儀会社の互助会、特に互助会は葬儀後に分かって、そのお金は戻ってきません。連絡をしてほしい親族や知人も書き出していた方が良いです。

(終了後のアンケート)「具体的な内容で、自分の今後の動きが見えたように思った」「自身の健康を過信せず、今後考えるきっかけになった。家族で話し合っておくことが大切だと感じた。」「身近に相談できる専門家がどこにいるのか分からない」「今後のテーマも機会があるごとに会員のニーズをつかむ努力をお願いしたい。」「オンラインでの参加は、音声が届き取りにくく、画面のパワーポイントも機能していない状態でせっかくの内容が理解できないのはもったいないと感じた。」  
☆皆様、貴重なご意見をいただきありがとうございました。ご意見を真摯に受け止め、今後の活動に生かしていきます。

## 「親なき後問題」を考える。

社会福祉法人博由社 加古川市立つつじ園 園長 橋本 剛志

親なき後問題は利用者・家族にとって避けては通れない道である。

3月5日に行われた中央研修会では「親なき前対策」と銘打って、特定行政書士の小森先生が貴重な講義をしてくださいました。「親なき後」ではなく「親なき前」「親が元気なうちに」をテーマにしていることがポイントであり、「何を知り、どう行動すべきか」を自分の例を通して説明されていた。特に、先生・家族の貴重な書類を資料として掲載され、成年後見制度という難解な法律を少しでも理解できるよう工夫されたことにより、今までより理解が深まった方も多いのではないだろうか。

通所型生活介護事業所のつつじ園も例外なく、親亡き後、また利用者・家族の高齢化は大きな課題である。私も家族会などを通じて、親が元気なうちに取り組むべきこと、例えば短期入所や居宅サービスの積極的利用、相談支援専門員との連携などについて家族との意見交換を頻繁に行ってきた。その中で深く感じたことは、「子の障害は親の責任として、できるだけ親がみなければいけない」という家族の強い意識だった。この強い意識によって今まで利用者の人生は守られてきた面もあるが、福祉サービスの積極的利用にブレーキをかけてきた面も否定できない。それは自分の子供を本当に理解してくれる施設はどこにあるのかと探し求める「母よ嘆くなかれ」の著者パールバックとまさに同じ思いからくる発露ではなかろうか。

それでも私は利用者が元気なうちに、親が元気なうちに、他の福祉サービスの利用経験を積んでおくことを勧める。なぜなら利用者が若いうちに、多くのサービス、人に慣れておくことが大切であり、また利用することによって福祉サービスも成長するからだ。ここ5年10年で多くの福祉サービスが誕生し、利用者の方々も新たな福祉サービス、特に短期入所サービスの利用に取り組まれた。尽力された家族の皆様には本当に感謝しきれない。

今回、成年後見制度について私自身が感じる課題をいくつか述べていきたい。

まず始めに、制度自体が難解であることだ。普段聞きなれない法律用語が多数出てくるため、私自身もなかなか理解が深まらず、一度聞いても三日後には忘れてる。特に高齢の家族の方々には理解にかなりの労力を必要とするのではないだろうか。

次に、「医療行為の判断は後見人にはできない」という点だ。意思表示が困難な利用者が事故により緊急手術が必要な場合でも後見人は同意することができない。処置が遅れることにより死が直結する場合でも本人及び家族の同意がなければ医療機関はすぐに対応できないのだ。では家族がいない場合どうするのか。厚労省の「身寄りがいない人の入院及び医療にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」には緊急時の対応として病院の医療職だけでなく、成年後見人や相談支援専門員、福祉サービス提供事業者など利用者に関わる人が繰り返し最善の方法に関して話し合いを行い決定するとあるが、果たして緊急時に機能するのだろうか。

三つ目として利用者の権利擁護がある。これは私が一番危惧することだが、家庭裁判所から選任された法定後見人が法的理解は深くても、障害特性の理解が浅い場合、はたして本人のニーズや苦情などに対して、適切に対応できるのかという点である。例えば、意思表示困難な利用者が福祉サービス利用先で虐待にあったとき、後見人は利用者の微妙な変化を察知し、然るべき行動を取ることを求められる。後見人の中には利用者の権利擁護意識が高く、行動力のある方もたくさんおられ、そのような状況に陥った場合、行政への通報、苦情の申立てなど相談支援専門員と連携し迅速に動かれるだろう。しかし、選任された後見人の意識が低く利用者理解に乏しければ、最低限の財産管理や契約行為のみで、それ以外は施設や相談支援専門員に丸投げになる可能性も否定できない。誰が選任されるか運次第と一言で片づけてもよいものだろうか。

四つ目はやはり費用の問題である。利用者本人の収入が障害者年金のみの場合、入所施設やグループホーム等の利用料金、それに付随する食事代等を支払った残額から毎月の後見人報酬を捻出することになる。自治体などが行っている助成金を活用する方法もあるが、本人が自由に使えるお金はいくらも残らないだろう。本人の財産管理を行うための後見人制度が、活用することによって本人の欲しい服も買えないとなるとそれこそ本末転倒である。

それ以外に法定後見なら家庭裁判所の申立てや財産の鑑定・開示、任意後見なら公正証書の作成や任意後見監督人の専任申立てなどいくつもの複雑な手続きが必要となってくる。また医療行為の例でもあるように後見人でもできないことが多数ある。

成年後見制度といえども万能ではない。課題も多く改善の余地も多々ある。それでも制度を正しく理解し、上手に活用することで利用者の今後の生活における大きなセーフティネットになる。

つつじ園では成年後見制度も含め「親なき後」について家族理事の方々と話し合う中、専門の講師を招いて家族研修会を企画することとなった。課題は各家庭の状況によってそれぞれ違う。そのため、全体研修はできるだけ手短かにし、個別相談に時間を割けたらと思っている。

親なき後問題は利用者・家族にとって避けては通れない道である。だからこそ、けして利用者・家族を孤立させず共に歩み、共に明日を創っていくことが福祉を業とする者の使命ではないだろうか。最後に糸賀先生の言葉を紹介し、再度自分に言い聞かせたい。「このひとたちが、じつは私たちと少しもかわらない存在であって、その生命の尊厳と自由な自己実現を願っており、うまれてきた生き甲斐を求めていることを友愛的に共感して、それが本当の常識となることへの動行が『福祉』の内容となるのである」(糸賀一雄・福祉の思想・NHKブックス)

## 【2023年度各地区活動報告】

**阪神** 理事会 2回 (10/24、2/27)

【2/27 理事会内容】

1. 知的障がい者に 24 時間看護師を
2. 施設入所したから将来安心ではない、親なき後のことが今後の課題
3. 会員が減少する中で、どう活動していくか？

**こうべ** こうべかぞくねっと構想3年目の行動計画に基づき地域1番の家族会連合会を目指しました。具体策として、HPの架け橋を引き続き掲載しましたが、目標とした全施設家族会掲載と施設支援員掲載は未達となりました。

2番目の目標、HPの表紙リニューアルについては、掲載出来ました。3番目のひょうごの研修をYouTubeで各家族会での開催は未達となりました。

大きな成果としては、コロナ禍で開催出来ていなかった研修会を講師に神戸市福祉局 障害支援課 黒田尚宏様・来賓に神戸市知的障害者施設連盟 副会長 住谷裕弘様と施設長・課長・担当者のご参加も頂き開催した事は今後に繋がったと確信しております。

\*理事行動計画は達成

◎HP掲載 12 回(ブログ・架け橋) ◎会長会(評議員会)5/31

◎理事会 4・5・8・9・10・3 月 ◎研修会 11/16

◎監査 4/5 ◎HUG+(ハグ・プラス)展 9/22

◎神戸市自閉症協会総会 6/16

◎HUG・芸術フェスタ実行委員会 7/10

◎こころのアート展 12/14 ◎ジョイフルコンサート 12/23

◎新年挨拶 1/5 ◎新春福祉の集い 1/23

◎新春神戸市福祉関係者意見交換会 6月・2月

**東・北播磨・淡路** 理事会2回

コロナ感染症が5月に5類に移行されて、以前の地区かぞくねっとの様に活動出来ると思いついて計画していましたが、コロナ感染で家族会も中止になっている施設がありタイミングを逃がしてしまいました。

**西中播磨** 新型コロナウイルス、その取扱いが政府から 5 月以降5類に移行制限緩和された中にありますが、未だ終息をみせないコロナ禍の動向に注視しながら例年同様予定していた活動を順応に対応前進させることが出来た。

理事会・会長会開催 7/13、9/4、2/7

研修会:11/11 赤穂精華園保護者会

**但馬・丹波** 役員会 5/27、8/26、11/19、1/27、3/30

今年度の事業計画は、一泊研修、合同の講演会、施設見学等を検討致しましたが、全て中止となり、活動が低調のうちに今年度も過ぎてしまいました。

3/30 の役員会では、新しい体制で出発する予定にしており、来年度は何とか頑張る力を合わせて前進したいと思っています。

(編集後記)

今年1月1日の能登半島地震のテレビ報道の中でも、障害児者の避難所への難しさは自分に置き換えてしまいます。1 日も早い復興を願うばかりです。

かぞくねっとはコロナ以降初めて交流会・中央研修会が開催されました。まだまだ色々な課題があります。今後も皆さまの協力を得て前に進んで行きたいと思えます。Y.K